

平成26年9月22日  
平成28年4月1日改正

## 認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所の取扱いについて

高梁市健康福祉部介護保険課

居宅サービス計画作成にあたっては、短期入所サービスの利用日数が、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

しかし、「おおむね半数を超えない利用」とは在宅生活の維持という観点からの目安ですので、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて「短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能」となっています。

つきましては、やむを得ない理由により、認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する見込みとなった場合は、すみやかに届出を行ってください。

### 【提出書類】

- (1) 認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所についての理由書
- (2) 居宅サービス計画書（第1～3表）  
〈介護予防の場合は、支援計画表A～D表〉
- (3) サービス担当者会議の要点  
〈介護予防の場合は、支援経過記録〉

### 【注意事項】

- (1) 短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。
- (2) 短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあること。また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと考えられるため、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めていること。
- (3) 次期有効期限において同様におおむね半数を超える見込みとなった場合は再度提出すること。

提出・問い合わせ先 高梁市健康福祉部介護保険課介護保険係 Tel 0866-21-0299
---